

少年法適用年齢引き下げの一考察 (2)

-国法上の統一の可否性-

小関 慶太

A Consideration on the Age Reduction for Juvenile Law (2)

- Possibility of unification over the national law-

KOSEKI, Keita

キーワード 適用年齢 不利益処分 判断能力 法的整合性・国法上の統一 年長少年

1. はじめに
2. 憲法の構造からみた年齢
3. 少年刑事司法及び保護政策 (少年法) の構造からみた年齢
4. 年長少年の成熟性と教育的働きかけの必要性
5. 一考察

1. はじめに

2009 年の法制審議会民法成年年齢部会での議論が集結し、最終報告書には成年年齢 18 歳引き下げに伴う問題点を指摘しつつも、「18 歳引き下げ適当」と基本的な方針を示した。これに伴い少年法適用年齢も 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げられようとしている。本改正は、個々の少年の可塑性や犯罪・非行の状況を見ているのではなく「国法上の統一」「法的整合性」の観点から語られることが多い。

背景には、2007 年に成立した「日本国憲法の改正手続きに関する法律」(以下「国民投票法」)は、18 歳以上の者を対象に国民投票の投票権を認める(同 3 条)とした。また 2015 年、公職選挙法(Public office election law/以下「公選法」)が改正され選挙権年齢が 18 歳に引き下げられた。日本国憲法(Constitution/Verfassung/以下「憲法」)15 条 3 項では「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と規定し、「成年者」として年齢区分がなされている。この区分の根拠は、一定の判断能力を有すると解されているが、生物学的見地から見て必ずしも成年者、18 歳以上が適合しているというべきだろうか。では、その可否に対して試験(test)を導入すべきなのだろうか。憲法 44 条但書では「但し、人種、信条、性別、社会的身分、教育、財産又は収入によって差別してはならない」としている。よって教育的措置を講じて年齢に対して問うことは差別につながってしまうことと解される。よって国民投票法(National Referendum Act)や公選法が定めている年

齡区分はあくまでも形式的なものである¹。

しかし、現行少年法（Juvenile law/以下「法」）は現行民法の定める成人年齢である20歳未満とされていることに対して、国民投票法や公職選挙法に倣って18歳に引き下げることが、これらの方のように形式的に定めればよいものではなく、それこそ少年という「未熟な幼年者」「生物」を対象にしている点を考慮しなければならない。水野紀子によれば民法上、未成年の概念は「自由の制限」と「子の保護」²である。自由の制限の背景には、未成年者の法律行為に対する制限も含まれ、なぜ制限が課せられているかを考えるとそこには、物事の判断力としての弁識能力の有無や判断能力の未熟性、成長途上である点が考えられる。すなわち、少年法、児童福祉法、民法の観点と国民投票法や公職選挙法の観点から考えるには、それぞれの法領域の性質や背景まで目を向けなければならない。渡邊一弘は、「年齢基準を設置するという『相対化』という選択も採りえよう³」と主張している。

少年法適用年齢引き下げの議論では、年長少年の非行状況（態様含む）や矯正教育の処遇段階においても特段な問題があるわけでもなく⁴、むしろ再非行や成人後の犯罪・違法行為についても大きな問題もない。むしろ成人を対象とする起訴便宜主義とは異なる少年の全件家庭裁判所主義、家庭裁判所の職権による科学主義に基づく調査（法9条）が結果を出している。このような状況の中で国法上の統一の観点から年長少年を少年法の枠組みから外す政策が少年司法の将来を見た上で本当に適切であるのだろうか。年長少年に刑事処分を科すことは、社会秩序を維持する必要性⁵から科せられるとすると、18歳～19歳の非行が社会に「悪」影響を及ぼしていなければならないのではないだろうか。

本稿では、法的整合性・国法上の統一の視点からそれぞれの法の構造（・性質）と年長少年に対する裁判例より非難可能性の有無について検討を試みた。

2. 憲法の構造からみた年齢

国家の統治組織や人権保障などの基本原則を定めた最高法規が憲法である。どこの国にも憲法は存在している。法の存在形式や名称に関わらず、実質的な内容に注目し、国家の基本構造や根本秩序を定める法規範（根本法（fundamental law））を憲法と定義する場合、それは実質的な意味の憲法と解される⁶。小林直樹は「根本法としての憲法は、二重の意味で国の〈最高法 supreme law〉だと考えられる。ひとつには法論理的に、一切の法秩序の妥当性を根源として、それはすべての方の頂点に立つ、ひとつにはまた、歴史的に、憲法があらゆる制定法に優越する高次の地位と効力を持つものとされるに至って、最高法規としての性格を認められてきた。⁷」と述べられている。

¹ 二本柳高信「憲法からみた未成年者—18歳投票権の意味—」一般社団法人青少年問題研究会『青少年問題』（以下『青問』）（第667号、2017年）10頁以下参照

² 水野紀子「民法における成年年齢」前掲『青問』21頁

³ 渡邊一弘「成人年齢—18歳をめぐる法的検討—本号企画を振り返って」前掲『青問』43頁

⁴ 森田哲志「少年院」『別冊法学セミナー10』（日本評論社、2018年）49頁以下参照

⁵ 本庄武『少年に対する刑事処分』（現代人文社、2014年）39頁参照

⁶ 辻村みよ子『比較憲法』（岩波書店、2003年）5頁、芦部信喜=高橋和之補訂『憲法 第六版』5頁～7頁参照、小林直樹『憲法の構成原理』（東京大学出版会、1961年）3頁以下参照

⁷ 前掲小林12頁

また小林は基本的な法としての憲法とその他の法律の関係性について「上下の規範的な階層秩序 (hierarchy of the norms) が構成されなければならぬ⁸」としている。これは法治国家 (Rechtsstaat) の形式的な原理⁹と解される。

(1) 「選挙権」と年齢

選挙権と被選挙権の性質について考えていく。選挙権の性質を巡る学説は、①選挙権を個人的権利と解する選挙権利説、②選挙権を選挙という公の職務を執行する義務 (公務) と解する公務説 (選挙権公務説)、③選挙権の権利性を否認して国家機関権説と解する権利説又は個人の選挙人資格請求説のみを承認する請求権説、④選挙権を権利と同時に義務と解する二元説がある。戦前は請求権説や二元説が支持されていた。戦後は、選挙権を選挙に参加することが出来る資格又は地位と解釈し、参政権と選挙という公務に参加する義務と二重の性格を有しているものと考えられ、判例・通説は二元説¹⁰を採用している¹¹。

三浦隆は、選挙権対象年齢の世界情勢を見た上で我が国において18歳引き下げや、公職選挙法 (以下「公選法」) 11条を鑑みても18~19歳の青年層を選挙から疎外する理由はない¹²と解している。公選法9条及び10条が示している年齢区分は、選挙権を有する年齢を形式的に定めた。いつの時期から資格又は地位という「権利 (Recht) ¹³」を与えるべきかを示しているにすぎない。また伊藤正己は「選挙は、法的に定義づけられれば、国家機関として国民が公務員を選定し指名する行為¹⁴」「選挙権とは、国民が国家機関として公務に参加することを憲法によって認められた基本的人権である¹⁵」と述べられている。

我が国の公選権は投票に際して強制をする、投票をしなければ罰則が科せられるといった、不利益処分を科されることなく、棄権の自由も認められている¹⁶国民固有の権利である¹⁷。憲法15条4項では「選挙人は、その選択に関し公的にも指摘にも責任を問われない」と規定している。選挙権を行使するもしないも自由の範囲の中にある。

これに対して、ベルギーでは1982年に上院議員選挙に対して義務投票制度が採用されている。この制度は、オーストラリア、エジプト、メキシコでも採用されているが最も厳しい罰則を科している国は、ベルギーである。罰則として罰金の他、選挙権の停止や公職に就けない、公務員の場合は

⁸ 前掲小林12頁

⁹ 村上淳一=守矢健一/ハンス・ペーター・マルチュケ著『外国語入門双書 ドイツ法入門 (改訂6版)』(有斐閣、2008年)35頁参照

¹⁰ 最大判昭和30年2月9日、刑集9巻2号217頁

¹¹ 辻村みよ子「34 選挙権及び被選挙権の性質」樋口陽一編『別冊法学教室 憲法の基本判例』(有斐閣、1985年)158頁以下、大沢秀介『憲法入門』(成文堂、2001年)204-205頁参照、栗城壽夫・戸波江二編『憲法 [補訂版]』(青林書院、1998年)232頁以下参照、古野豊秋編『新・スタンダード憲法』(尚学社、2003年)172頁以下参照、芦部信喜『憲法 新版補訂版』(岩波書店、2000年)234頁以下参照、前掲芦部=高橋補訂261頁以下参照、佐藤幸治編著『憲法 I 総論・統治機構』(成文堂、1992年)148頁以下参照、長谷部恭男『憲法 第2版』(新世社、2002年)299頁以下参照

¹² 三浦隆『実践憲法学』(北樹出版、1996年)170頁参照

¹³ 権利 (recht) は、法によって保護された人の生活利益である。

¹⁴ 伊藤正己『法律学講座双書 憲法 第三版』(弘文堂、2004年)110頁

¹⁵ 前掲伊藤110頁

¹⁶ 前掲栗城・戸波235頁参照、根拠条文として民法5条1項但書

¹⁷ 初宿正典他『いちばんやさしい憲法入門』(有斐閣アルマ、2005年)16頁参照

昇任にも影響を及ぼしている¹⁸。本制度を有し廃止をした国としては、1993年にイタリア共和国では選挙制度改革¹⁹で廃止となった。

3. 少年刑事司法及び保護政策（少年法）の構造からみた年齢

刑事法は、憲法よりワンランク下がる法律、特に六法される内「刑法」「刑事訴訟法」は私人 vs 国家の構図にあり、私人を国家から保護ないし保障しなければならない。罪刑法定主義では、①刑罰法規適正の原則（明確性の原則、内容適正の原則）、②罪刑均衡、③刑罰法規の明確性、④遡及処罰の禁止、⑤刑罰法規厳格解釈の原則、⑥類推解釈の禁止、⑦絶対的不定期刑の禁止、⑧慣習刑法の排除の原則、⑨残虐な刑罰の禁止が掲げられている。また刑法の機能として、①一般市民に対して犯罪行為を規制する機能（規制的功能）、②生活的利益を保護する機能（保護的功能）、③国家権力から国民を守りその自由を保障する機能（保障的功能）を有している。国民が生活を送る上で法的に保護をする保護法益を侵害されないよう守ることを統制（government）する。

(1) 非行と少年とは、

① 非行とは、

非行について、「教育心理学では、反社会的行動（非行）を『社会化のつまずき』と捉える見方がある²⁰。『少年非行』は『逸脱行動』を考察する最適なテーマである。逸脱行動とは、標準から大きくかけ離れていたり、『規範』に違反しているとみなされる行動²¹』としている。澤登俊雄は、非行のイメージは人それぞれであるから定義することは難しいとしつつも2つの考えを示している。1つ目は、非行の要素は他者に対する侵害性と2つ目は、自分自身が傷つく自損性である²²と解されている。刑事法の観点からは、構成要件に該当する違法な行為である。その根拠は、法3条1項1号にあると解される。また澤登が示している侵害性は、刑法上の保護法益に対する侵害行為である。非行は、少年期の年齢に対する犯罪に相当する用語であると解される。

② 少年とは、

少年とは、現行少年法では男女を問わず20歳未満の者である。これに対して児童福祉法では18歳未満の者を児童としている。学校教育法では、学齢児童や学齢生徒（17条1項）と年齢区分を設けている。その他の法令によっても年齢区分と呼称は様々²³である。

少年の範囲に関しては民法上の成人年齢の区分の内、成人ではない者を少年法では少年としている。少年の範囲内で14歳未満を法令に抵触する行為をした責任無能力の少年（触法少年）、14歳以上20歳未満を限定責任年齢の少年（犯罪少年）とし、その内でも18歳未満を刑の緩和対象の中間

¹⁸ <http://www6.nhk.or.jp/ch18/post/info.html?a=129>（日本放送協会）[2018年1月11日閲覧]、<https://www.city.sakata.lg.jp/kurashi/senkyo/school.files/w-gimu.pdf>（酒田市公式サイト）[2018年1月11日閲覧]

¹⁹ 樋口陽一＝吉田義明編『解説 世界憲法集（第4版）』（三省堂、2002年）156頁参照

²⁰ 藤岡淳子『非行・犯罪の心理臨床』（日本評論社、2017年）115頁

²¹ 鮎川潤『少年非行』（左右社、2004年）4頁

²² 前掲澤登1頁

²³ 小関慶太「少年法適用年齢引き下げの一考察」『八洲学園大学紀要』（八洲学園大学、第13号、2017年）1頁以下掲載の図表を参照にされたい。

的責任年齢の少年として区分している。これに関しては、潜在的に見るのであれば形式的なものであり、絶対的な意味での未成年者の精神的な成長発達の度合いに応じたものとはいえないと解される。

未成年者の精神的な成長発達に関しては、生育環境²⁴や学校や地域などがその成長に影響を及ぼす。よって、一律の年齢範囲で考えることは、複雑な人間関係や家庭環境など多様化する現代社会においては難しいのではないだろうか。

(2) 少年の特異性

少年に対して成人と異なる処遇や法理念を必要とする根拠として少年の特殊性を考える必要がある。特殊性について本庄武は「第1に、少年の可塑性・教育可能性が高く、成長発達をつげることにより、抱えている問題点を解消して行ける可能性が成人よりも高い、第2に少年は人格が未熟であり、犯罪に対して自らの自律的な意思決定を反映させられる度合いが低い。またそれがゆえに、周囲の影響を受け、安易に犯行に及んでしまう。そして行動を統制する能力が引くために、犯行に歯止めが利かずしばしば当初の意図に反して重大な結果を惹き起こしてしまう、第3に、少年に対しては、成人に比して刑罰が苛酷に働き得る、第4に、少年犯罪に対しては社会の寛容さが期待できる、第5に、受刑生活を送ること自体の弊害も少年には強く働いてしまうため、少年は刑罰により情操を害される恐れが高い、第6に、少年はしばしば虐待経験を有するなど被害者性を有している。」²⁵と示している。

さらに友達同士や学校の先生から様々な加害者及び加害行為によるイジメの被害者性や被害性が、昨今の少年非行の原因の一つである心の闇、不安の解消を円滑に行うことが出来ない。よって自己の行動に対しての自己統制 (self-control) が出来ない等と子どもたち自身の問題と社会病理的な要因 (原因) とが存在してのではないだろうか。

その要因 (risk factor) の1つとして、幼少期からの家庭環境とし欠損家庭や家庭の機能障害、親の問題として親の機能不全、態度 (不干渉から過干渉) 親からの愛情の有無、親の喪失や不在として母子分離や母性剥奪などといった、親子間の適度な愛着 (attachment) の欠如²⁶が問題になると解される。

(2) 少年法の機能

少年法の理念は、少年法1条や児童福祉法1条に示されているよう「子どもたちを健全な社会人になるように育成する」ことを目標とし、健全育成の概念を前提に保護処分、刑事処分を対象とす

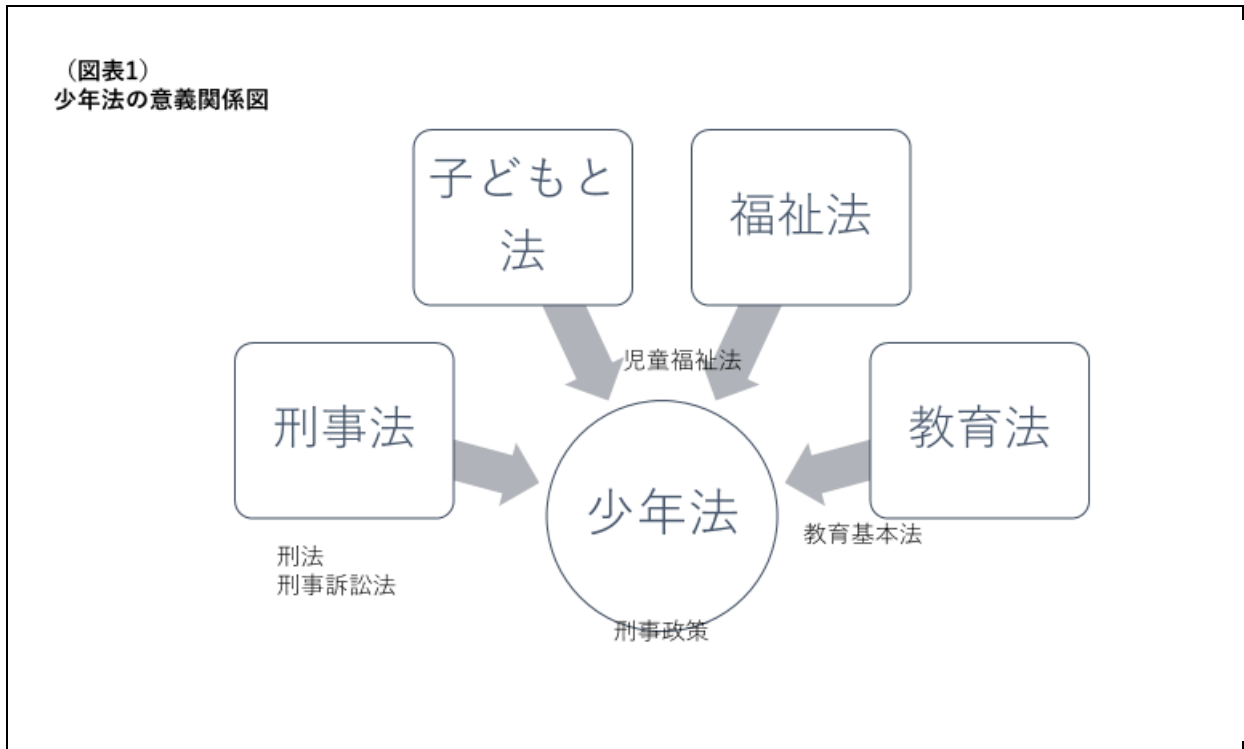
²⁴ 例えば、連続ピストル強盗殺人事件 (1968) を起こした永山則夫は、東北地方の極貧生活の母子家庭で生育し、ほとんど教育を受けてこなかった。また日本から脱出願望を持っていた。家庭内に問題があった事例としては、中学2年生両親及び祖母殺害事件 (1977)、神奈川金属バット両親殺害事件 (1980)、児童虐待が背景にあった事例として、中学3年生板橋管理人夫婦 (両親) 殺害事件 (2005)、木更津母親殺害事件 (2005)、川口祖父母殺害事件 (2014)、川崎中学1年生殺害事件 (2015) 等がある。

²⁵ 本庄武「少年に対する量刑」日本刑法学会『刑法雑誌』(56巻3号、2017年) 413-414頁

²⁶ 阿部憲仁『無差別殺人犯の正体』(学文社、2016年) 67頁以下参照、片田珠美「無差別殺人の精神分析」(新潮選書、2009年) 15頁以下参照、青柳肇＝杉山憲司編著『パーソナリティ形成の心理学』(福村出版、1998年) 98頁以下参照、友田朋美「脳科学・神経科学と少年非行」日本犯罪社会学会編『犯罪社会学研究 (No. 42)』(現代人文社、2017) 11-17頁参照

る子どもたちを対象としている。

法の意義として4つの関連法からのアプローチがある。第一に子どもと法、第二に刑事法、第三に福祉法、第四に教育法である（図表1）。



司法的保護の専門機関として家庭裁判所を置き、家裁先議（全件家庭裁判所送致主義）、職権主義に基づく事件の調査（法8条）とその方針として科学主義に基づいて少年鑑別を行う（法9条）が挙げられる。また少年審判は「懇切を旨として、和やかに・・・（略）」（法22条1項）とし、審判官は少年と同じ目線に立って子どもの内省を促すことが可能となる方法を講じている。

検察官は、少年保護事件に原則関与しない。他方で刑事処分相当と判断がなされた場合は、検察官へ送致（法20条1項、2項）も認められている。検察官へ送致後、起訴され刑事裁判において特段の事情が認められて再び家庭裁判所へ戻される（再移送/法55条）の機会も残されているが裁判員制度施行後（2009年5月以降）の適用件数は1件程度/年と形骸化している。少年は可塑性に富んでおり、刑事施設に収容されても状況に応じて柔軟な対応（執行）を可能とする相対的不定期刑（法52条）が採用されている。また刑法41条で刑事責任を有していると解されつつも中間的な責任軽減の段階と看做し、18歳未満の者については、寛刑規定をおいている。死刑を以て処断する場合は、無期懲役刑に軽減する（法51条1項）、無期懲役刑を以て処断するときであっても、有期の懲役又は禁錮を科すことが出来、その刑は10年以上20年以上において言い渡す（法51条2項）として緩和刑の規定を有する。なお法51条2項は、2000年改正までは必要的緩和刑であったが改正後、裁判官の任意的（裁量的）緩和刑となった。また2014年改正で有期刑の上限が15年から20年と厳罰的傾向の改正が行われた。

20歳未満の少年に対する懲役刑（自由刑）の執行は成人とは異なる施設として「少年刑務所」において行われている（法56条1項）。なお成人を迎えたからといって直ちに成人を収容する刑事施設に送致するわけではなく最大26歳になるまで少年の矯正施設に収容される。また2000年改正で

16歳未満の者に対する刑事処分を言い渡すことが可能となったが、これに伴い16歳に達するまでの期間を少年院で収容すること（法56条3項）が可能となった。少年院収容受刑者として少年院で個々の少年の特性に応じた矯正教育を施すことを予定している²⁷。

（4）史的な観点より

大正少年法（以下「旧法」）では適用範囲が18歳未満であった（旧法4条1項）ものが現行法で20歳未満に引き上げられた。旧法は「アメリカをはじめとして多くの西欧諸国の少年法性を参照する形で進められたものの、刑事司法制度の枠内で若年者の逸脱行動に対処する考えと感化思想の延長線上で福祉的にとらえる考えとの対立²⁸」があり、検察官先議主義より刑罰にかえて保護処分²⁹を選択する考え方があった。

これに対して、現行法は家庭裁判所先議主義を採用するとともに少年法適用区分を18歳未満から20歳未満に引き上げ少年に対して刑罰より保護処分を科す、保護優先思想が強いものとなった。しかし、2000年第一次改正以降は、厳罰化・重罰化傾向の波に少年司法及び保護政策も飲み込まれつつある。旧法以前、旧法、現行法上の責任と年齢に関しては図表2～4にまとめた。

① 旧法以前（図表2）

旧法施行以前は、「1880（明治13）年に施行された旧刑法でも、少年には刑を緩和し、12歳以上16歳未満の少年で是非の弁別がないときは、刑法上に罪を問わず懲治場に収容して教育を施す³⁰」、「親からの願いでがかった8歳以上20歳以上の不良行為者も収容していた³¹」。

その後、1900年に感化法が制定、感化院³²が出来たが設置は都道府県に任意であったため、実際は5つの施設にとどまり依然、懲治場が運用されていた。1908年に現行刑法が成立し刑法41条で刑事責任年齢を14歳以上に引き上げられ、旧法制定のきっかけとなった。また感化法改正によって懲治場収容者のすべてが感化院に収容された³³。

²⁷ 少年院収容受刑者は今日に至るまでいない（2017年末現在）。

²⁸ 武内謙治『少年法講義』（日本評論社、2015年）36頁

²⁹ 澤登俊雄『少年法入門〔第5版〕』（有斐閣ブックス、2013年）245-247頁参照、前掲武内37頁参照

³⁰ 前掲澤登245頁

³¹ 前掲澤登245頁

³² 少年院や児童自立支援施設（当時、教護院）

³³ 前掲澤登245頁参照、小関慶太「『健全育成』について一考察（1）」『桐蔭論叢』（桐蔭横浜大学、第19号、2008年）177頁以下参照

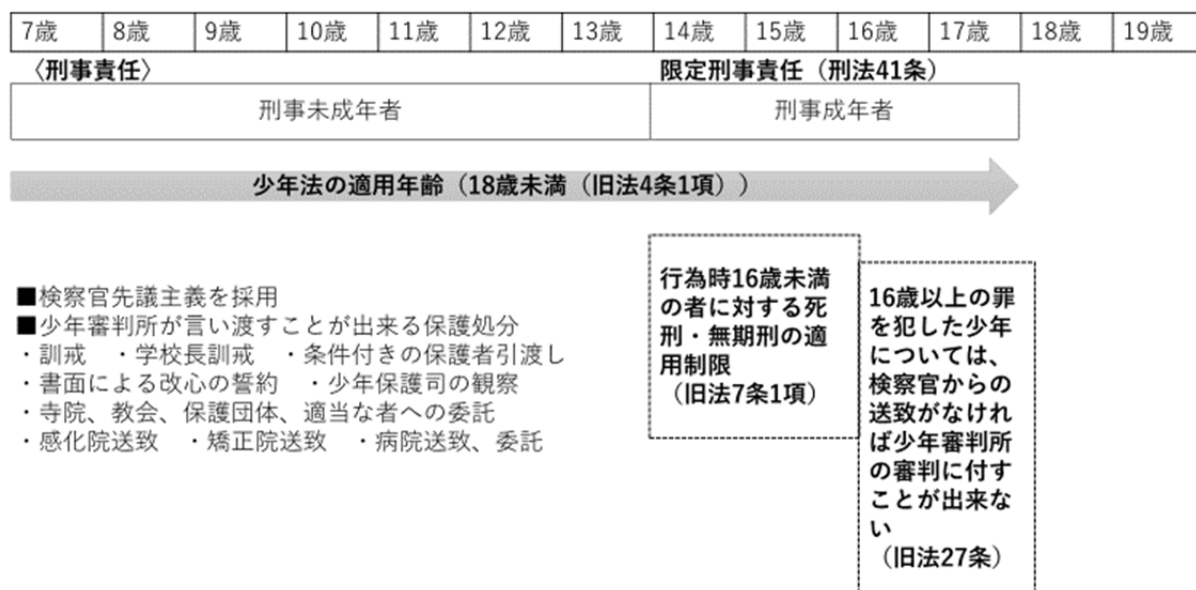


② 旧法（図表3）

旧法は、少年審判を行う行政機関として少年審判所を設置した。大正12年1月に東京少年審判所（設置時の管轄区域は、東京・神奈川）と大阪少年審判所（同、京都・大阪・兵庫）を設置した³⁴が全国的な拡大を見せるには長い年月がかかった。少年審判所は、18歳未満の刑罰法令に抵触する行為に及んだものの他、虞犯少年も少年審判の対象とした（旧法4条1項）。人格調査をする少年保護司（旧法23条）を関与させ、少年審判は資格を裁判官に限定しない少年審判官に行わせた（旧法19条、21条）。刑事処分相当においては、行為時16歳未満の者に対する死刑や無期懲役刑の適用の制限（旧法7条1項）や不定期刑の採用（旧法8条）等によって、刑事処分（・手続き）において少年を特別な扱いを確立してきた歴史がある。現行少年法との違いは、年齢区分もあるが、検察官先議主義を採用している点である。

³⁴ 更生保護50年史編集委員会『（第1編）社会生活とともに歩む更生保護』（全国保護連盟・全国更生保護法人連盟・全国更生保護協会、2000年）166-192頁参照、前掲小関（2008年）参照

図表3 旧法



③ 現行法（図表4）

2000年第一次改正法以降、少年法と刑法41条の間に存在していた矛盾点の解消に至った。中間的な年齢層に対する処遇は、法51条2項は任意的な裁量として、その裁量権は裁判官に委ねられた。また改正作業や少年刑事裁判に市民が参加する（裁判員制度）による法システムの形骸化などといった問題もある。

例えば、2007年に少年院受刑者制度が新設されたものの10年経った現在で対象者は不在である。また少年院収容年齢を概ね14歳から引き下げ、概ね12歳として小学校6年生から収容可能とした。

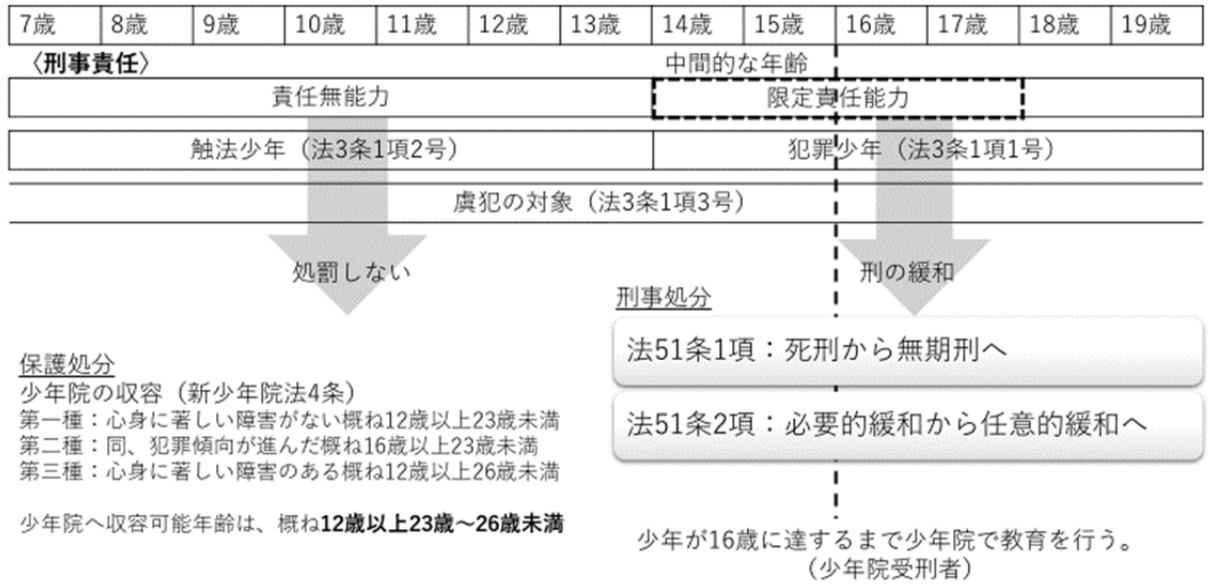
(4) 児童福祉法との関係

法3条1項にて対象となる少年を犯罪少年（1号）・触法少年（2号）・虞犯少年（3号）と非行や犯罪、触法行為、虞犯行為に関連するものを対象としている。また触法少年の行為に対する通告の根拠を児童福祉法25条とし、犯罪少年の通告の根拠を少年法6条1項とすることで14歳未満を児童福祉法で刑事色のない福祉（司法福祉）の手続きを採用している。刑法41条で少年の刑事責任³⁵を認められているものの、これは成人とは異なる限定責任と解される。また刑法41条において有責性阻却事由が認められない者については、少年法6条1項の手続きにより全件家庭裁判所へ送致の対象となる³⁶。

³⁵ 小関慶太「少年の刑事責任における一考察」『桐蔭論叢』（桐蔭横浜大学、第17号、2007年）3頁以下参照、少年法51条及び52条の観点より成人とは異なる責任評価をする。犯罪少年の場合は「限定責任能力」と解すれば責任非難においても限定的と解される。

³⁶ 前掲武内155頁以下参照

図表4 現行法



4. 年長少年の成熟性と教育的働きかけの必要性

年齢引き下げが行われた場合、年長少年はこれまでの全件家庭裁判所送致主義から起訴便宜主義に切り替わることが想定され、青少年層の枠組みを作ったところで家庭裁判所の介入が避けられることで職権主義による家庭裁判所調査官の人間科学に基づく調査の機会が喪失される。すなわち、教育的働きかけの機会が縮小ないし喪失してしまうことで少年自身、社会資源としても不利益が生じてくると解される。

成人年齢の引き下げの議論の中で少年法の枠組みから外れると想定される犯行時年長少年（18歳・19歳）の事例からこれらの①少年の成熟度や発達度②教育的働きかけの必要性について/量刑③責任評価より成人同様または、新たな枠組みとしての非難可能の可否を検討³⁷する。なお少年の年齢、成熟・成長の度合、責任、決定の教育的働きかけの詳細は、図表5【事例1】～【事例5】に示した通りである。

³⁷ 法検索は、WestLaw. Japan を利用した。

(1) 事例の分析

【事例 1】元名古屋大学女子大生殺人事件³⁸

(事件概要) 多数回にわたり被害者の頭部を殴打し又は首を絞め、確実に死亡させるべく脈が止まっても更に首を絞めたという犯行態様は、執拗かつ残虐で、強固な殺意に基づく冷酷な犯行といわざるを得ない。宗教の勧誘のために被告人方を訪れただけで何らの落ち度もなく、老後の生活を楽しみにしていた被害者の尊い生命を奪った結果は誠に重く、遺族の処罰感情が厳しいのも当然である。犯行動機も知的な欲求とは異なる興味本位の自己中心的なものであり、相応の計画性に基づいて、少年であるから刑が軽くなるとの考えも抱きつつ犯行に及んだ点も併せ考慮すると、犯情は非常に厳しい非難に値するものといわざるを得ない。

【事例 2】傷害致死事件³⁹

(事件概要) 被告人(当時 18 歳)が共犯者 2 名とともに被害者を海に落として死亡させたという傷害致死被告事件である。

【事例 3】殺人保護事件⁴⁰

(事件概要) 少年がホステスをしていた店の客であった被害者からかねて交際を求められ、これを断ろうとした際、同人から、「俺から逃げるのは無理や。逃げたらお前やお前の家族を殺す。」などと脅迫された上、数日間にわたり、被害者方で一緒に過ごすことを強要され、満足に食事も睡眠もとれぬまま、軟禁同然の時を過ごすうち、この状況から逃れるには、被害者を殺害するほか方法はないものと思ひ込み、同人を殺害したという事案である。

【事例 4】逮捕・監禁、強盗殺人、窃盗、覚せい剤取締法違反被告事件⁴¹

(事件概要) 成人共犯者と共謀の上、逮捕監禁し金品を奪取の上、頭蓋骨骨折を伴う外傷性脳腫脹により死亡させて殺害した。その後、被害者から強取したキャッシュカードを使用し、金銭を窃取した。また被告人は、覚せい剤を使用していた。

【事例 5】川崎中学 1 年生殺害事件⁴² / 日吉中学 1 年生暴行事件

(事件概要)

13 歳の被害者に対し、年長者 3 人がかりで、1 時間余りもの間、代わる代わるカッターナイフで頸部を切り付けるなどし、首回りだけで 31 箇所、全身に合計 43 箇所もの切り傷を負わせたほか、コンクリートに顔面を打ち付けるなどしたというものである。この間、被害者は、全く抵抗することなく、被告人らに命じられるまま真冬の川で 2 回も泳がされ、岸に戻らされては頸部等をまた切り付けられることが繰り返されたのであり、その後に致命傷となる傷を頸部に負わされ、下半身を

³⁸ 平 27 (わ) 2236 号/文献番号: 2017WLJPCA03246001

³⁹ 平 23 (わ) 280 号 [2] /文献番号: 2012WLJPCA04209006

⁴⁰ 平 13 (少) 1649 号/文献番号 2001WLJPCA10310010

⁴¹ 平 10 (わ) 310 号・平 10 (わ) 463 号/文献番号 1999WLJPCA02180002

⁴² 平成 27 (わ) 638 号 文献番号 2016WLJPCA02109003、石井光太『43 階の殺意 川崎中 1 男子生徒殺害事件の深層』(双葉社、2017 年) 参照

川に浸けるようにして放置されても、なお自力で移動しながら絶命した様は凄惨というほかはなく、手口の残虐性は際立っている。致命傷を除き、一つ一つの暴行が強力なものではなかったために長時間にわたる暴行が続けられたという側面はあるが、被告人は殺意が生じて以降一貫して被害者を殺害するほかないと考え、その生命を奪うまで共犯者を巻き込みながら攻撃をし続けたのであるから、殺意が弱かったとか、殺害を逡巡していたなどと評価することはできず、悪質性は減じられない。

(2) 事例の検討

年長少年であるがゆえ、年少少年や年中少年より肉体的な発達認められるものの精神的な発達や成熟が十分であるとはいえない。【事例1】では、反省を期待することは困難である以上、責任非難を行うことが出来ない。このような事例では、物事の善悪を学ぶことが健全育成につながると解するのであれば、やはり少年法の枠組みでの対処が必要となる。【事例2】【事例3】は、精神的な未熟さがことに対する判断能力を十分に果たすことが出来ずに犯罪、逸脱行為という方法を選択せざるを得なかったものであり、年長少年であっても弁識能力が十分ではないといえる。【事例4】【事例5】は、身勝手且つ残酷な犯罪態様である。【事例5】は、犯行現場となった地域に潜在する問題もある。また少年の人間関係や資質が非行の発端となっているようにうかがえる。人間関係が必ずしも非行につながるわけでもないという点⁴³を鑑みるのであれば、そこには十分な弁識能力、善悪を判断する能力を有していると解される。しかし、事例のように十分な弁識が出来ないという点より未熟さをうかがうことが出来る。

よって少年法の枠組みから外し、成人よりワンランク下げた枠組み⁴⁴の中で非難をすることは適切ではなく、現行の方法で講じられるのが適当であると解される。

図表 5

【事例1】元名古屋大学女子大生殺人事件			
犯行時の年齢	成熟度/発達度	責任	教育的働きかけ
19歳2か月	被告人の未熟さが一定程度影響し、双極性Ⅱ型障害による軽躁状態の影響が若干あることは否めず 被告人がその知的能力の高さを背景に理性的な判断をなし得るだけの能力を備えている	限定的に減ずる	公判廷において謝罪の言葉を口にすることはなく、身柄拘束を受けてから2年以上という事件について考える十分な時間がありながらも、自身が行った行為や被害結果の大きさを受け止めておらず、その深まりは全く足りないといわざるを得ない。その反面、被告人は、共感性が欠如しているなど通常人と同様に心からの反省を期待することは困難であるという特性を有するところ、
18歳10か月	その一定の未熟さも犯行に影響を与えたことは否定できない	反省の深まりのなさを殊更非難すべきということにはならない	被告人が遅まきながらも事件の重大性を理解し始め、反省の萌芽が現れているとみる余地がある
19歳2か月			

⁴³ 前掲青柳＝杉山編著 143 頁以下参照

⁴⁴ 青年層をさす

【事例2】 傷害致死事件			
犯行時の年齢	成熟度/発達度	責任	教育的働きかけ
18歳	従属的な関与	重い刑事責任がある 遺族も厳罰を望む	被告人に自らが関与した罪の重大さを自覚させ、罪を償う意識を含めた反省を促すには、保護処分よりも刑罰の方が適切であると考えられること等の事情
【事例3】 殺人保護事件			
犯行時の年齢	成熟度/発達度	責任	教育的働きかけ
18歳 (法20条2項)	被害者やその遺族に対して、思いを至らせることができるようになってきてはいるものの、母や弟を思う心情の深さと比べると、自己の犯した罪の重大さに対する罪障感の深まりは、今なお十分とは言えない 本件非行の動機についてみるのに、本件非行に至る経緯において、被害者が少年に対して、性的関係を迫ったり、暴力を振るったりはしていないとはいえ、少年を執拗につけ回し、背後に仲間がいるとした上で、過酷な脅迫を加えるなどして、精神的に少年を追い詰めていたことは否定できず、これに思い余って本件非行に及んだ少年の心情にも十分理解できる面がある	少年が罪障感を深め、今後の更生を図る上で必ずしも刑事処分による処遇が適切であるとはいえない	冷静さを失って無思慮な行動に至った背景として、調査ないし鑑別結果によれば、対人関係における受動性、視野の狭さ、未熟さ、問題解決能力の乏しさ等少年の性格上の問題があるほか、離人・現実感喪失症候群の疑いがある 父親の死後、母親はうつ病の症状が悪化したため、少年は、母親に依存することができず、母親に気遣うことで、自分の素直な感情や欲求を抑圧するようになっており、このような生育環境が、前記のような性格上の問題や精神的症状に影響を及ぼし、ひいては、本件非行時において、自らの苦境を誰にも打ち明けることができず、一人その重荷を背負い込むに至ったことや、また、現時点において、少年が本件に対する罪障感を十分深められていないことにも影響しているもの
	【責任に関する個所】 少年が自首していること、少年に保護処分歴がないこと、その他少年の資質等の事情をも総合的に考慮すると、少年を、刑事処分ではなく、保護処分に付するのが相当である		少年の資質上の問題に対し、保護処分による少年の内面に深く入り込んだ強力な働き掛けを行わない限り、事件に対する内省が深まらないまま終わるおそれを否定できない
【事例4】 殺人保護事件			
犯行時の年齢	成熟度/発達度	責任	教育的働きかけ
19歳7か月	被告人は大学へはほとんど行かず、遊興に耽けるなど生活態度も芳しくない。さらに、当公判廷における供述態度、供述内容等からすると本件について真摯に反省しているか疑問を抱かざる	犯した犯罪の性質、態様に照らせば分別し難いことがらではないことは極めて明らかであること等を総合考慮すると、なお無期懲役刑を減輕すべき事情があるとは認めることができず、酌量減輕の措置を施すのは相当ではないと考える 刑事責任は極めて重い	Bが首謀者であり、計画の立案から殺害の実行に至るまで概ねBの主導で行われていること、被告人が本件に関与するに至ったことについては主体性がないという被告人の性格が多少なりとも影響していること、被告人は本件を認め、現在では一応反省の態度を示し、殺害した被害者の冥福を祈っていること
【事例5】 殺人保護事件（主犯格）			
犯行時の年齢	成熟度/発達度	責任	教育的働きかけ
18歳5か月	(川崎事件) 被害者が告げ口をしたものと邪推して怒りを募らせたというものであるが、これ自体逆恨みである上に、被告人自身が被害者の頬を切り付けたことから、今度は報復や逮捕等を恐れて被害者を殺害するほかないと突発的に考えたというのは、通常では到底考え難いほどに、極めて自己中心的、短絡的な発想であって、強い非難に値する。ただし、このような極端な発想は、被告人の共感性の欠如、問題解決力の脆弱さ、暴力容認の価値観に根差した年齢不相応な未熟さの表れとしか理解できず、その原因としては、被告人の父母による生育環境が相当に大きな影響を与えているといえる	責任非難を減少させる事情である/a事件(傷害)についてみると、これは、些細な理由で、b事件と同一の被害者に対し、同事件の約1か月前に顔面を拳で複数回殴って全治まで約2週間の傷害を負わせたというものであり、被告人の問題性が表れた身勝手に粗暴な犯行であって、その責任は看過できないが、b事件と比較して刑の量定を大きく左右する事案とはいえない	行為態様の際立った残虐性や被告人の役割等に照らすと、相当に重い部類に属するといえるが、本件が怒りや自己保身を動機とする計画性を欠いた突発的な犯行であることや、その殺意の形成に生育環境に由来した未熟さが影響していることからすると、被告人が保護観察中であったことを考慮しても、有期懲役刑(不定期刑)を選択すべき事案であり、その中で上限そのものに位置するとまではいえない

5. 一考察

我が国の憲法や公職選挙法における年齢制限において、罰則規定などといった不利益処分はない。これに対して、少年法においては犯罪、触法、虞犯行為をしたものに対して社会全体の視点からは利益になるのかもしれないが、個々の子どもたちにとっては不利益に成りかねない不利益処分が用意されることになる。また国法上の統一の視点より、これまでも少年法の保護の対象は20歳未満に対して、児童福祉法では18歳未満としてきた経緯もあり、年齢区分は様々な法によって絶対的に統一してきたわけ⁴⁵ではなく、その背景（・理由）も考えて行く必要がある。そこには合理性や蓋然性が存在していたのではないだろうか。

よって「国法上の統一」「法的整合性」を理由に18歳、19歳の年長少年を少年法の枠組みから外す発想は稚拙であり、誰もが納得いく議論が必要になるだろう。また現代社会における年長少年に対する処遇に大きな問題があるわけではない点や、起訴便宜主義によって本来であれば少年院などで再教育や学び直し（recurrent）の機会を制度として認めていたものを外してしまうことこそが、少年にとっての更なる不利益に成りかねない。

例えば、高校3年生の場合、早い段階で18歳に達する者もいれば、3月生まれ（早生まれ）で卒業間際に18歳に達する者もいる。これらの者の共犯保護事件の場合、18歳に達した者は検察先議によって刑事処分相当の上、不起訴や起訴猶予になる可能性が高くなる。これに対して18歳に満たない者を少年法の枠組みで保護処分として少年院送致、観護措置、保護観察処分に科すことが法1条の理念に基づく、害悪に対する弁識能力を身につけ少年自身が持っている問題解決を図るきっかけを早期に設けることが出来る。よって少年期乃至成人期（青年期）における再非行、罪を犯すことを極力回避につながってくる。憲法では義務教育は中学校としているが現在の高校への進学率97%を超えて⁴⁶いる。これに対して大学進学率54%⁴⁷である。

少年法適用範囲は、単純に年齢で考えるのではなく、少年が属している背景まで考えて行く必要がある。少年による刑法犯検挙人員の就学状況では高校生が37.8%（約11,913名）⁴⁸であり、少年院入院者の内、高校在学中が男子少年18.3%（約433名）、女子少年21.6%（約41名）⁴⁹、この現状を踏まえた上で国法上の統一を理由として年齢を引き下げるのであれば「18歳に達し、高等学校卒業年の3月末まで」を少年法の枠組みとすることも1つの考えではないだろうか。

刑事司法（少年法・児童福祉法含み）は、段階的に児童自立支援施設での「共生」、少年院や観護措置、保護観察処分での「矯正」「育て直し」、成人を対象とする処遇における刑務作業を通した「強制⁵⁰」「矯正⁵¹」を行うことで社会秩序の担保や確保につながることもある。但し、ストーカー行為、

⁴⁵ 小関慶太「少年法適用範囲引き下げの一考察」『八洲学園大学紀要』（八洲学園大学、第13号、2017年）1頁以下参照、小関慶太「少年の非行動向・状況と質からみた成人年齢引き下げについての一考察」『桐蔭論叢』（桐蔭横浜大学、第23号、2010年）145頁以下参照

⁴⁶ 文部科学省公式ホームページ「高等学校教育」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/main8_a2.htm [2018年2月1日閲覧]、通信制高校への進学を含めると98%ほどである。公開データが2010年（平成12年）であるので現時点では多少前後しているかと思われる。

⁴⁷ 前掲文科省 [2018年2月1日閲覧]

⁴⁸ 法務省法務総合研究所『平成29年版 犯罪白書』（日経印刷、2017年）95頁 3-1-1-5 図

⁴⁹ 前掲犯罪白書（2017年）117頁 3-2-4-4 図

⁵⁰ ここでは懲役刑における刑務作業の強制をさす

⁵¹ ここでは改善指導及び刑務作業を通して再社会化を目指すことをさす

薬物事犯、性犯罪事犯等によっては、刑罰効果が必ずしもプラスに働くわけではなくマイナス効果が生じる場合もある。

国法上の統一を理由で年齢引き下げをし、新たな成人枠の幅を広げることが社会に対し危険因子 (risk factor) を増大させることになりえない。法制度を構築する上で第一に考えなければならぬ対象は、18歳19歳の年長少年の枠組みにある成長発達権や感情を有している生身に子どもたちである。社会全体が外在的及び内在的な抑圧的心性により、成長や発達が歪められつつもある。本来、成長に必要な主体的な学びの権利や自由な遊びの権利が剥奪されること⁵²で、経験に基づく成長の機会を失することとなる。すなわち、過ちを犯し、少年院で再教育の機会を喪失してしまうことに大きな問題があると解される。

また近年は、山口直也⁵³を中心とする研究グループにおいても形式的な年齢より少年の脳の未熟性や発達度合いに関する研究が進んでいる。これらの点より多様化する社会、そこで生活する多様な環境的要因や資質的要因を抱えている子どもたちを対象に、形式的な年齢で区分することは本当に適切であるのだろうか。また成長発達の視点から考える必要あるのではないだろうか。最後に旧法から現行法に改正された際の立法趣旨や法の精神を軽視してはならない。

〈脚注に示していない参考文献〉

ErikH.Erikson “*The Life Cycle Completed Extende Version*” with New Chapters on the Ninth Stage of Development by Joan M.Erikson(W・W・NORTON&COMPANY,1978)

VICTOR TADROS “*Criminal Responsibility*” OXRORD UNIVESITY (2005)

河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス 治安の法社会学』(岩波書店、2004年)

文部省『あたらしい憲法のはなし』(日本図書センター、1981年)

法務省矯正局編『新しい少年院法と少年鑑別所法』(公益財団法人矯正協会、2014年)

山口直也編著『新時代の比較少年法』(成文堂、2017年)

山口直也編著『子どもの法定年齢の比較法研究』(成文堂、2017年)

守屋克彦=斎藤豊治編集『コンメンタール 少年法』(現代人文社、2012年)

森田明『未成年者保護法と現代社会 [第2版]』(有斐閣、2011年)

覚正豊和『刑事政策論』(八千代出版、2017年)

山寺香『誰もボクを見ていない』(ポプラ社、2017年)

⁵² Teruhisa HORIO ‘*Genenal Statement*’ *THE CHILDHOOD IMPOVERISHMENT IN JAPAN UNDER THE NEO-LIBERAL AND NEO-NATIONALISTIC MOMENTUM(Final Versin)*” *Citizens and NGOs Association for the Conver tion on the Rights of the Child, Japan*” (November, 2017)at14-15P、堀尾輝久「はじめに [英語版への]」子どもの権利条約市民・NGO 報告書をつくる会『国連子どもの権利委員会への統一報告書 日本における子ども期の貧困化—新自由主義と新国家主義のもとで (日本語版)』(2018年) 参照

⁵³ 山口直也「はしがき-脳科学・神経科学の進歩と米国少年司法の変容、そして我が国への影響-」前掲友田、赤羽由起夫「脳科学化する社会と少年観」、本庄武「脳科学・神経科学と少年の刑事責任」、山口直也「脳科学・神経科学と適正手続き-米国連邦最高裁 J. D. B. v. North Carolina 判決の検討を中心に」、上野正雄「脳科学・神経科学の進歩と少年司法」前掲犯罪社会学研究 (2017) 4-71 頁参照

丹羽徹編『子どもと法』（法律文化社、2016年）

村上淳一/ハンス・ペーター・マルチュケ著『外国語入門双書 ドイツ法入門（改訂2版）』（有斐閣、1994年）

村上淳一/ハンス・ペーター・マルチュケ著『外国語入門双書 ドイツ法入門（改訂4版）』（有斐閣、2000年）

村上淳一/ハンス・ペーター・マルチュケ著『外国語入門双書 ドイツ法入門（改訂5版）』（有斐閣、2002年）

W・アーベントロート 村上淳一訳『西ドイツの憲法と政治』（東京大学出版会、1971年）

平19（わ）409号 文献番号 2008WLJPCA01109003

平15（わ）3288号・平17（わ）522号 文献番号 2005WLJPCA04199002

刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター編『別冊法学セミナー10 少年法適用年齢引き下げは何をもたらすか』（日本評論社、2018年）

（受理日：2018年2月2日）